

命 令 書

再審査申立人 有限会社岩槻タクシー

再審査被申立人 全国自動車交通労働組合総連合会  
埼玉地方連合会

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令の理由第1の認定した事実のうち、その一部を次のように改める以外は、当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中「申立人」とあるのは「再審査被申立人」と、「被申立人」とあるのは「再審査申立人」と、「本件申立時」とあるのは「本件初審申立時」と、「本件申立」とあるのは「本件初審申立て」と、「当委員会」とあるのは「埼玉県地方労働委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 1 2の(3)中「文書で、」の次に「申入れの団体交渉は受けられない、」を加える。
- 2 2の(5)中「昭和63年12月12日、」の次に「東武野田線の七里駅で、」を、「A1委員長は、」の次に「同月14日、本社に赴き、」を、同(5)の末尾に「会社は、結局、同月15日の団体交渉には応じなかった。」をそれぞれ加える。
- 3 2の(10)中「午後2時ころ」を「、組合が申し入れていた団体交渉に会社は応じなかった。同日」に改める。
- 4 3の(4)中「平成2年」を「平成元年」に改める。
- 5 3の(7)中「4丁目自治会館」を「東大宮所在の4丁目自治会館」に改める。
- 6 4の(5)中「所長」を「営業所長」に改める。
- 7 5の(2)中「安全運転手当金は、」以下を次のように改める。

安全運転手当金は、支給対象期間中に実乗務日数が78日を超え、かつ、一定の責任額を超えた者であって、無事故の者に、無事故手当として一律30,000円、特別加算手当として支給対象期間の営業収入のうち「足切り額」を超えた部分の1%及び実乗務日数に応じて精勤手当として10,000円から20,000円までの金額を支給するものである。ただし、苦情があった者、服務規定に違反した者などには支給されない。
- 8 6の(1)中「貸付けを」の次に「東大宮営業所についてのみ」を加え、「た

だし、」から「廃止できなかった。」までを削る。

9 7の(2)の①中「大和田」を「大宮市大和田に所在する会社施設」に改める。

10 7の(3)中「大和田」を「大和田の会社施設」に改める。

## 第2 当委員会の判断

会社は、団体交渉（以下「団交」という。）ルール在先議に固執して団交に応じなかったこと及び報奨金制度を廃止したことなどを不当労働行為に当たるとした初審命令を不服として、再審査を申し立てているので、以下これらについてそれぞれ判断する。

1 一定期間団体交渉に応じなかったことについて

(1) 会社は、次のとおり主張する。

会社は、昭和63年10月29日結成された労働組合からの団交の申入れに対して、過去に団交の経験がないため、団交ルールを作成するための打合せ会議を開きたい旨を逆に組合に文書で申し入れ、ルール案を作成して組合側に手渡している。しかし、組合は、会社の申入れを無視して6回にわたって団交申入書を差し出し、意識的に団交申入れの回数を重ねたことは、会社が団交を拒否しているとの証拠作りのためであったことは明白である。しかも、その後、会社は団交を早期に実施し、健全な労使関係を維持するとの判断から、団交ルールに関する協議は団交の席で行うとの組合の主張を受け入れて、平成元年4月20日、会社から団交を申し入れ、同年5月20日、団交が実施されており、一貫して団交の実施に向けて対応してきたものであるから、団交ルールに固執して一定期間団体交渉に応じなかったと初審命令が判断したのは誤りである。

(2) よって判断するに、前記第1によりその一部を改めて引用する初審命令理由（以下「初審命令理由」という。）第1の2及び3認定のとおり、①組合結成通知後、昭和63年12月7日組合からの団交の申入れに対して、会社は、団交には応じられず、先ず団交ルールを作成すべく打合せ会議を開催したい旨回答したが、具体的な日時・場所を提示していないこと、②組合は、同月11日及び17日、団交ルールを交渉議題に加えて団交の申入れを行ったが、会社は、団交ルールの先議や上部団体の団交からの排除を主張して、これに応じなかったこと、③組合は、同月22日及び平成元年1月16日にも重ねて団交の申入れを行ったが、会社は、これにも応じなかったこと、④組合は、同年2月2日、埼玉県地方労働委員会に対して団交に係る救済申立てを行い、同年4月17日の組合の団交の申入れに対して、会社は、同月20日、議題に団交ルールを加えること及び交渉の時間と人員を会社指定のとおり制限することを条件に団交に応じる旨回答し、結局、同年5月20日に第1回の団交が行われたこと等の事実が認められる。

以上のように、組合は、会社提案のルール案を交渉議題に加えるなどして繰り返し団交の申入れを行っていたのに対して、第1回の団交が行

われるまでの会社の対応は、団交ルールについての先議や上部団体の団交からの排除を主張し、しかも団交ルールの協議についても、具体的な日時・場所を示すことも行っていない。これを要するに、会社が団交ルールができるまでは団交には応じられないといった頑な態度をとり続け、組合による本件救済申立てに至ったものであり、会社は正当な理由なく団交を拒否したものと判断するのが相当である。

## 2 報奨金制度の廃止などについて

### (1) 会社は、次のとおり主張する。

イ 会社は、本来事故防止の目的で実施してきた報奨金が事故防止につながらないため、報奨金から安全運転手当金に制度を改め、組合員、非組合員の区別なく無事故の者を対象に、この制度を公正に運用したものである。

ロ 会社は、生活費に事欠く事態が生じた乗務員の救済として、前貸金制度を実施してきたが、借入希望者が増加し、しかも、その用途を調べた結果、競輪等ギャンブルの資金に充てている者が、多数にのぼり、会社の業務や本人の生活にも弊害をもたらしていることが分かったので、廃止に踏み切ったものである。

ハ 会社は、当時、大宮市大和田に所在する会社施設を改築して、東大宮、七里などの営業所と統合した営業所とし、認可基準に定められた半径500メートル以内にタクシーの車庫を新設する計画があり、東大宮営業所は当然閉鎖することになるため、同営業所に寝泊まりしている乗務員に、前もって明渡しを通告したものであり、また、仮眠室は乗務員の誰もが使用できる状態を確保しておかなければならない施設であるにもかかわらず、4～5名の乗務員が独占して使用し昼間から酒を飲んでいるといった風紀が非常に乱れた状態にあり、これを刷新するため明渡しを要求したのである。

ニ 会社は、従来から、親睦会に事務所の空いている壁面に掲示することを認めていたが、組合が会社の許可なく掲示したので、就業規則違反であるため、撤去を申し入れたものであり、組合の要求事項のなかに組合掲示板設置の件があったとしても、これは団交で決定した後認めるべきだと考え、撤去を申し入れたものである。

ホ 会社は、乗務員の旅行費補助については、タクシー利用者に迷惑をかけない方法で旅行を実施することが、補助に当たっての会社の基本方針であり、その方針通りに旅行する者に対してのみ組合員、非組合員の区別なく補助金を出してきている。

ヘ したがって、初審命令が上記イからホまでの会社の行為を不当労働行為と判断したのは、いずれも誤りである。

### (2) しかしながら、初審命令理由第1の5から9まで認定のとおり、上記(1)の会社の各行為は、いずれも、組合結成通知直後から相次いで行われており、また、次のような事情が認められる。

- イ 初審命令理由第1の5の(1)及び(2)認定のとおり、制度改定の是非はともかくとして、報奨金はその支給日直前に突然一方的に安全運転手当金に改められたこと。
- ロ 初審命令理由第1の6の(1)及び(2)認定のとおり、会社は、昭和63年11月5日、組合が結成された東大宮営業所のみ前貸金制度を廃止し、組合の抗議を受けて、一ヵ月遅れで、他の営業所でも廃止したこと。
- ハ 初審命令理由第1の7の(3)認定のとおり、会社が営業所の移転先に計画していた大和田の会社施設には移転の条件となる駐車場の確保ができず、同所に移転できる見通しがなかったこと。
- ニ 初審命令理由第1の2の(2)から(6)まで認定のとおり、昭和63年12月7日、11日及び17日に組合が掲示板設置の件も議題の一つとして申し入れた団交に、いずれも、会社は、団交ルール在先議等に固執して応じなかったこと。
- ホ 初審命令理由第1の9の(5)及び(6)認定のとおり、B1専務が「組合員以外の方が幹事なら旅行費用を出す。」等の発言をし、結局、非組合員が旅行幹事になることによって、旅行費補助金が支給されたこと。

また、上記1に判断した組合の団交の申入れに対する会社の態度を併せ考えると、これら一連の会社の行為は、会社が組合を嫌悪して組合員に対していやがらせを行い、組合員に動揺を与えようとしたものと推認される。

### 3 結 論

以上のとおりであるから、会社が団体交渉ルールの先議に固執して一定期間団体交渉に応じなかったこと及び報奨金制度を廃止したことなどを支配介入に当たるとした初審判断は、相当であり、本件再審査申立てには、理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成6年3月16日

中央労働委員会  
会長 萩澤清彦 ㊞